

## 改正により新たに規定される手続きについて

### ■ 3月以内施行

- 接道規制の特例許可手続きの簡素化【認定】（法第43条第2項第一号）
- 興行場等の仮設建築物の存続期間の延長【許可】（法第85条第6項）

### ■ 1年以内施行

- 用途規制の特例許可手続きの簡素化【許可】（法第48条第16項第一号及び第二号）
- 用途変更に係る全体計画認定制度の導入【認定】（法第87条の2第1項）
- 一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和（法第87条の3）
  - ・ 建築物の用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物とし、3月を超えて使用しようとする場合【許可】（第3項及び第4項）
  - ・ 建築物の用途を変更して興行場等とする場合【許可】（第5項）
  - ・ 建築物の用途を変更して特別興行場等とする場合【許可】（第6項）